

令和6年度特定健診受診率向上業務委託仕様書

1 目的

本庁では、健康寿命の延伸による医療費・介護給付費等の適正化に向けた早期からの生活習慣病予防に係る取組として、自らの健康状態を理解し、生活習慣の改善など行動変容につながるよう、特定健康診査（以下「特定健診」という。）を実施しているが、その受診率は、国及び松前町国民健康保険第2期保健事業実施計画（以下「データヘルス計画」という。）の目標値である60%を下回っていることから、特定健診未受診者に対し、効率的かつ効果的な受診勧奨を実施することで、特定健診の受診率の向上を図る。

2 業務内容

(1) 特定健診受診率向上業務

ア 事業計画書の作成

受注者は、契約締結後遅滞なく、受注者が提案した企画提案書を基に、データ分析や受診勧奨の具体的な業務内容について作成した事業計画書を作成し、発注者に提出すること。なお、事業計画書の作成にあたり、受診勧奨方法、受診勧奨時期及び優先すべき勧奨対象者等について、発注者と協議の上、決定すること。

イ 受診率向上に係る課題の分析

発注者が提供する下記データを基に、特定健診の受診勧奨向上を実現するための課題について、年代、過去の特定健診受診歴、医療機関での治療歴や疾病等の構成要素を複合的かつ多角的に分析し、松前町の特定健診未受診者の行動特性や課題が明らかとなるよう、人工知能等分析方法を工夫すること。また、課題分析を実施するに当たり、松前町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の内容を踏まえること。

発注者が提供するデータ

(ア) 特定健診等データ管理システムから抽出するCSVデータ

a 特定健診及び特定保健指導受診歴データ（FKAC165、FKAC167）

b 特定健診対象者データ（FKAC161又はFKAC173）

(イ) 国保データベース（KDB）システムから抽出するCSVデータ

a 被保険者管理台帳（KDB帳票）

(ウ) その他必要なデータは、発注者と受注者で協議の上、提供の可否を判断する。なお、提供できる場合におけるデータのファイル形式は、原則としてCSVファイルである。

(2) 効率的かつ効果的な受診勧奨方法の検討と実施

(1)の分析結果を踏まえ、特定健診未受診者が適切に特定健診を受診するよう、効率的かつ効果的な受診勧奨方法を検討し、実施すること。

ア 受診勧奨の対象者の特定

受診勧奨の対象者は、(1)の分析の結果、特定健診の受診勧奨をすべきと特定した対象者のうち、発注者が合意した者とする。なお、特定健診受診対象者の見込人数及び前年度までの勧奨実績は次のとおりである。

(ア) 特定健診受診対象者 4,000～4,500人

(イ) 勧奨実績（参考：ハガキによる受診勧奨対象者）

＊令和2年度 11月下旬：3,597人

＊令和3年度 9月上旬：3,741人

＊令和4年度 12月上旬：3,454人

＊令和5年度 ①7月中旬：2,727人 ②9月中旬：1,383人

③10月下旬：2,843人

イ 受診勧奨の実施

(ア) 文書による受診勧奨

契約締結日から文書による受診勧奨を2回以上実施すること。

(イ) 文書の記載内容について

受診勧奨に用いる文書は、次の各項目を考慮して作成し、文書の印刷前に発注者に校正の確認を行うこと。この場合において受注者は、発注者の要望により記載内容を修正すること。なお、修正は、原則として3回程度とする。

a 特定健診受診の必要性、意義及び受診で得られる利点等が伝わる内容であること

b 特定健診の申込み及び受診が簡便にできることが伝わるよう、記載方法を工夫すること。

c 集団健診（松前町が委託する健診団体が行う特定健診）と個別健診（個別医療機関で受診する特定健診）について、その申込方法及び受診方法等について、それぞれ1回以上記載すること。

(ウ) 文書以外の勧奨方法について

受注者が、契約期間において文書による受診勧奨に加えて文書以外による受診勧奨の実施を希望する場合は、発注者と協議を行い、発注者の承認を得た上で実施すること。

(エ) 受診率向上に資する付帯的な協力の提供

発注者が実施する受診勧奨等の取組（発注者が作成する媒体等）について助言を行うこと。

(3) 中間報告

契約締結日から令和6年11月1日までに受注者が実施した受診勧奨による健診受診率への効果（全体受診率、過去健診受診経験者の受診率、過去健診

未受診者の受診率の増減等) や課題及び中間報告日以降の取組について、令和6年12月28日までに中間報告を行うこと。なお、中間報告に必要なデータがある場合は、受注者は発注者に依頼すること。この場合において、発注者は、提供可能なデータを提供する。

(4) 実績報告書の作成

ア 効果検証

受診勧奨終了後、受注者が実施した受診勧奨による健診受診率への影響(全体受診率、過去健診受診経験者の受診率、過去健診未受診者の受診率の増減等)について、年間及び月別集計等を作成し、本業務の効果検証を行うこと。なお、効果検証に必要なデータがある場合は、受注者は発注者に依頼すること。この場合において、発注者は、提供可能なデータを提供する。

イ 実績報告書の作成及び提出

効果検証の結果を基に、実績報告書及び次年度以降の特定健診受診率向上に最も有効と考える方策について提案書を作成し、紙媒体とデータ(WordまたはExcel形式)で提出するとともに、対面(オンラインも可)による報告を行うこと。なお、提案書は、優先すべき受診勧奨対象者の属性、効果的と思われる勧奨方法と勧奨時期等について、図表等を用いて分かりやすく作成すること。

3 仕様書に記載がない業務について

(1) 発注者からの仕様書の変更依頼

業務実施過程で本仕様書及び委託契約書(以下「仕様書等」という。)記載の内容に変更の必要が生じた場合、発注者は、受注者に対して協議を申し出る場合がある。この場合において受注者は、委託料の範囲内において可能な限り仕様の変更に応じること。

(2) 受注者からの提案

ア 受注者は、この仕様書に定めがない業務で特定健診の受診率向上に寄与すると認められる業務について、発注者に提案することができる。

イ 松前町の健康特性等を踏まえた付加的な保健事業に関する提案

データヘルス計画の内容及び松前町の健康特性等データ分析を踏まえて導き出された松前町民の健康寿命延伸等に効果が期待できる保健事業について、発注者に提案することができる。

4 再委託の可否

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事

前に書面により報告し、発注者の承諾を得なければならない。なお、再委託の価格は本契約における委託料の2分の1を超えてはならない。

5 委託料の請求

受注者は、業務完了後速やかに、完了報告書及び請求書を発注者に提出すること。

6 秘密保持

- (1) 受注者は、発注者から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部または全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務から得られた情報について、本業務以外に使用してはならない。
- (3) 受注者は、事前に発注者の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (4) 受注者は、データ管理において、漏えい、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。
- (5) 受注者は、秘密情報を知得した事故の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、別途契約時に定める秘密保持義務の順守を徹底させるものとする。
- (6) 委託業務完了後、受注者は収集及び管理したデータを速やかに発注者に引き渡すものとする。また受注者のシステムにデータを取り込んだ場合は、個人が特定されるデータについて速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じたことを、発注者へ報告すること。

7 その他

- (1) 受注者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。
- (2) 受注者は、常に発注者と密接に連絡を取るとともに、必要に応じて発注者と業務打合せを行い、業務の進捗状況を報告し、今後の実施予定等について発注者の確認を得ること。また、打合せ内容について、受注者が記録を作成し、速やかに発注者に提出すること。
- (3) 受注者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (4) 業務実施に係る経費は、全て受注者の負担とする。
- (5) 仕様書等に疑義が生じたとき又は仕様書等に定めのない事項については、受注者は速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。